

国賠法に基づく求償権行使促進法案

(正式名称：国家賠償法の一部を改正する法律案)

法案のコンセプト

国家賠償法に基づく求償権を適正かつ厳格に行使させるとともに、
国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保する。

背景・問題意識

- ・学校法人森友学園をめぐる財務省の公文書改ざん問題で、同省職員の赤木俊夫さんの妻雅子さんが国などに損害賠償を求める訴訟を起こした。
- ・国は、2021年12月、請求の認諾を行い、約1億700万円の賠償請求を受け入れたものの、改ざんを指示した佐川宣寿・元理財局長に対し求償権を行使していないため、国民の税金により賠償が行われた。
- ・財務省は国家公務員制度改革基本法に基づく「求償権の適正かつ厳格な行使」のための措置に従っておらず、求償権不行使に至ったプロセス、理由も明らかでない。
- ・その結果、佐川氏が賠償額につき一切負担を負わないばかりか、公文書改ざんの真相解明も中途半端な状態となっている。



法案の概要

- ・国は、国家公務員がその職務を行うについて故意によって他人に違法に損害を加えたときは求償権を行使しなければならない。(新第一条第二項後段)
- ・国は、損害賠償責任があるときは、求償権の有無とその具体的理由や求償権を行使しない場合の具体的理由、また、予防司法支援制度の利用の有無や利用しなかった場合の具体的理由を公表しなければならない。(新第一条第三項)
- ・政府は、求償権に係る損害を受けた者が当該求償権を行使することを国に対して求める訴訟制度の創設などの措置について検討を加え、必要な措置を講ずる。(附則第三項)



法案の効果

- ・国家公務員による違法行為の抑止機能が強化される。
- ・国家賠償請求訴訟の事案に係る事実関係やそれに対する国の評価が明らかにされることになる。